

学校組織マネジメントコースのカリキュラム・マップ

ディプロマポリシー (DP)

- DP1 子ども理解力
- DP2 学習指導力
- DP3 マネジメント力
- DP4 連携・協働力
- DP5 実践的研究力

【コース科目】

演習科目

・実践論文

プロジェクト科目

・教育実践研究プロジェクト I
・教育実践研究プロジェクト II
・教育実践研究プロジェクト III

【北海道教育大学の特色ある領域科目】

- ・地域性を生かした総合的な学習
- ・道徳教育の理論と実践
- ・プログラミング教育の実践と課題
- ・へき地・小規模校の実際と課題
- ・教育情報資源と学びの環境・指導
- ・個別的教育的ニーズのある子どもへの対応 I
- ・個別的教育的ニーズのある子どもへの対応 II

専門科目 (選択)

・社会に開かれた学校
・学校事務の職務と連携方策
・保護者・地域住民・関係機関等との協働体制づくり

・教育行政マネジメントの理論と実務
・学校教育の現代的問題とその対応
・校務の情報化推進の理論と実践

・いじめに関する理論と指導の実際

専門科目 (必修)

・学校組織マネジメントの理論的展開
・学校経営戦略の分析と策定

【共通科目】

コース必修科目

＜教育課程の編成・変換＞
・今日的学力・能力観とカリキュラム・マネジメント
・インクルーシブ教育の理念と教育課程
＜生徒指導、教育相談＞
・子どもの発達と学習
・教育相談の理論と実務
・生徒指導の実際と今日的課題

共通必修科目

＜教科等の革新的な指導方法＞
・ICTを活用した教育の実践と課題
・アクティブ・ラーニングの理論と実践
・特別支援教育の視点からの学習指導

＜学校経営、学校経営＞
・学校組織マネジメントの理論
・管理職に求められるリーダーシップ
＜学校教育と教員の在り方＞
・学校運営と教育法規
・教員の働き方と校務の効率化

＜学校教育と教員の在り方＞
・教師のメンタルヘルスとコンプライアンス
・学校における組織的・人材育成と授業改善

大学指定科目

・教育実践研究へのアプローチ
・北海道の教育課題解決へのアプローチ

【実習科目】

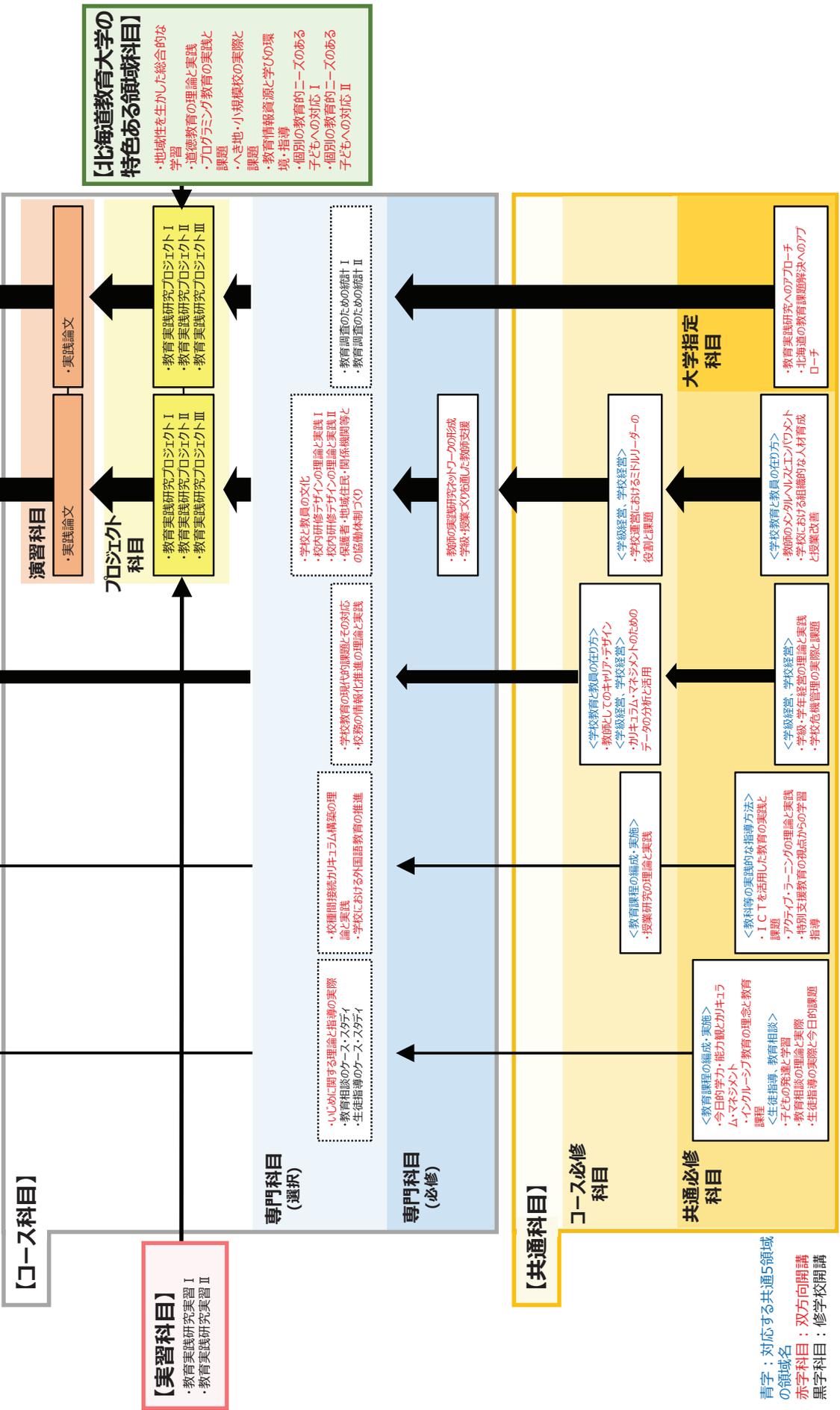
・教育実践研究実習 I
・教育実践研究実習 II

青字：対応する共通5領域の領域名
赤字科目：双方向開講
黒字科目：修学校開講

教職キャリア形成・研修デザインコースのカリキュラム・マップ

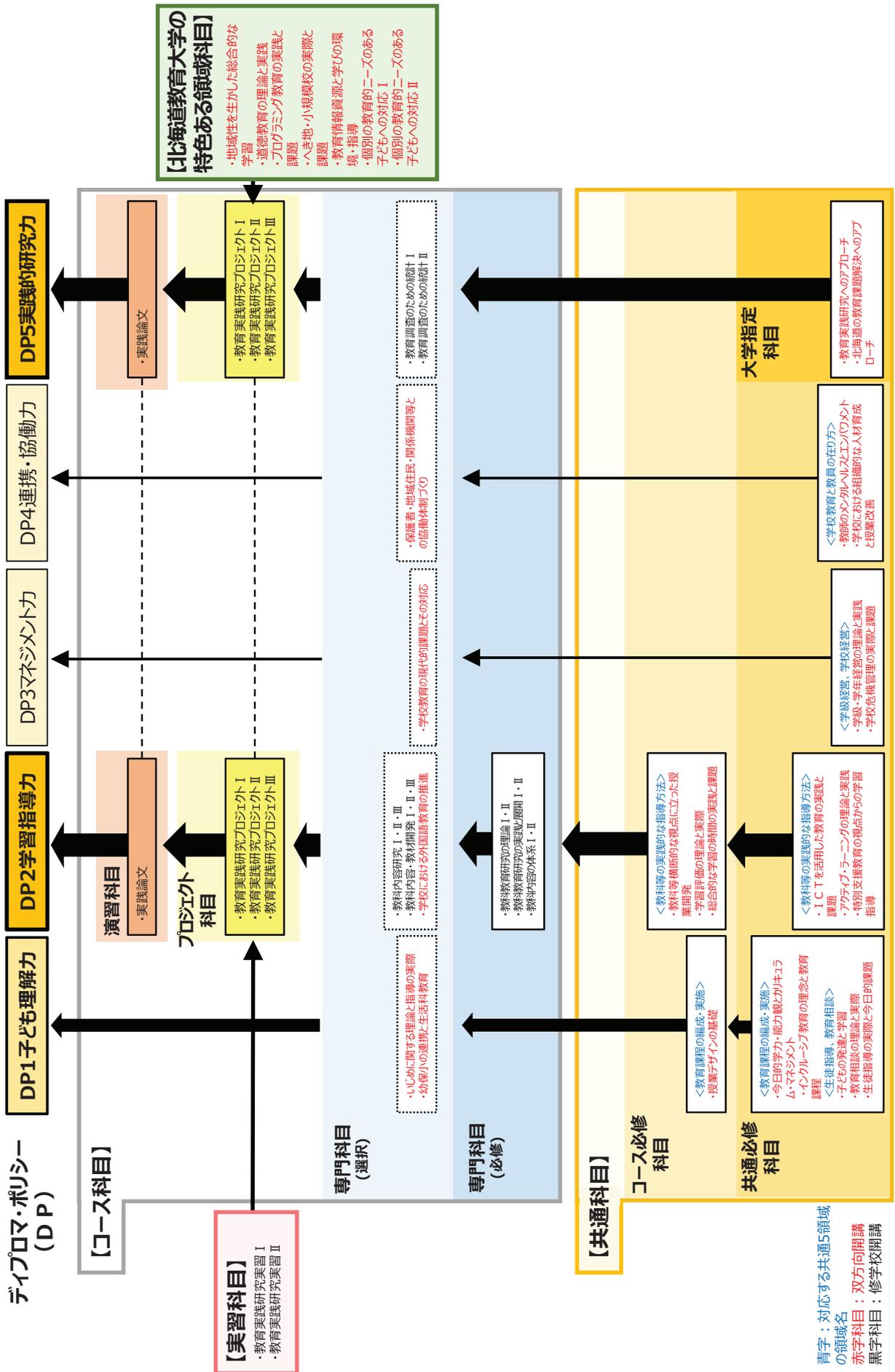
ディプロマ・ポリシー
(DP)

- DP1 子ども理解力
- DP2 学習指導力
- DP3マネジメント力
- DP4連携・協働力
- DP5実践的研究力

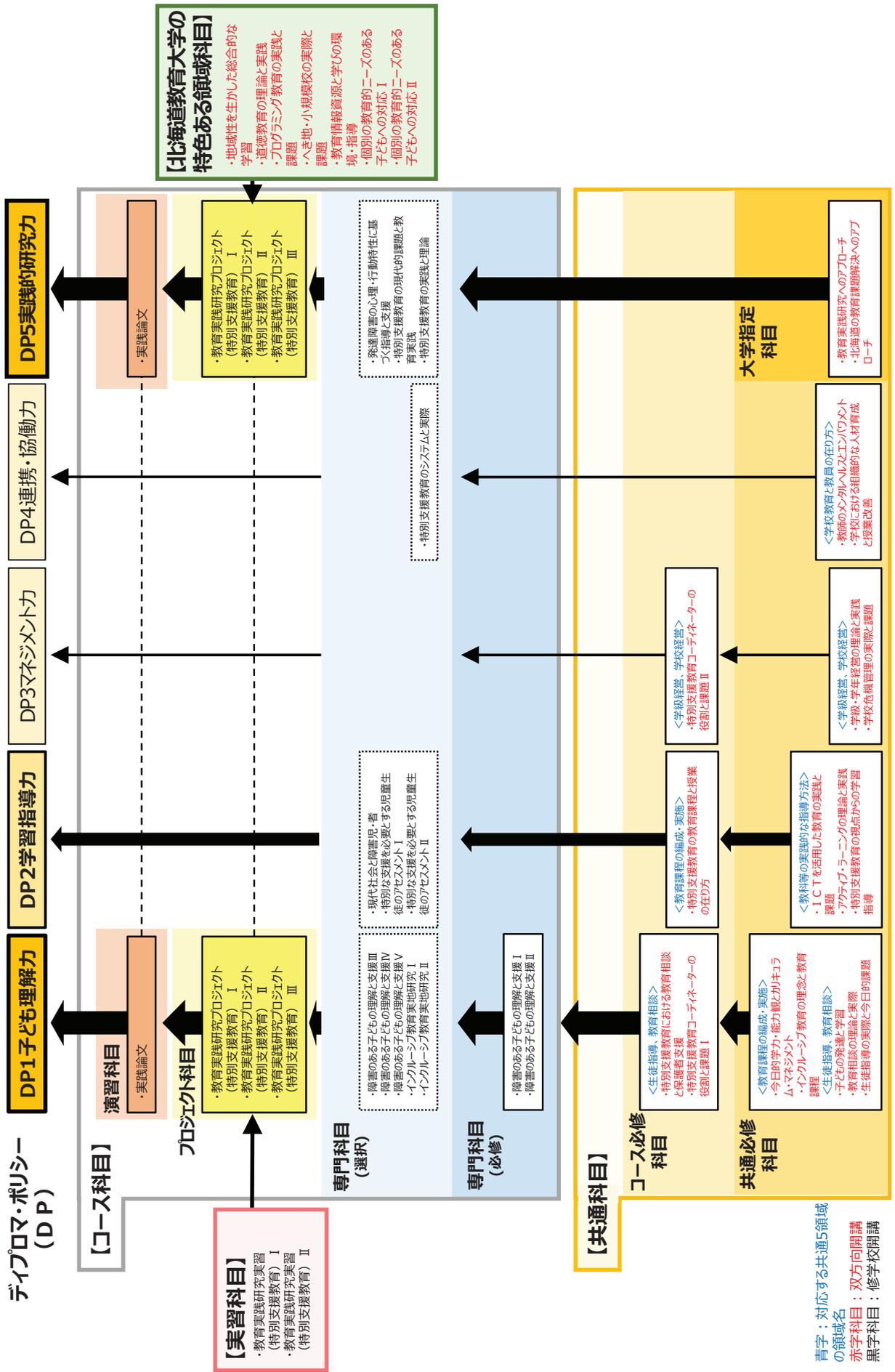


青字：対応する共通5領域の領域名
 赤字科目：双方向開講
 黒字科目：修学校開講

教科指導・授業開発コースのカリキュラム・マップ



特別支援教育コースのカリキュラム・マップ



青字：対応する共通5領域の領域名
 赤字科目：双方向開講
 黒字科目：修学校開講

○北海道教育大学教員選考基準

(制 定 平成16年12月22日平成16年規則第145号)

改正 平成19年3月29日平成18年規則第48号 平成24年12月28日平成24年規則第38号

平成27年3月26日平成26年規則第41号

(趣旨)

第1条 この基準は、北海道教育大学の教授、准教授、講師及び助教並びに特任教員及び非常勤講師(教員養成実地指導講師を含む。以下同じ。)の選考基準に関し必要な事項を定める。

(教授の選考基準)

第2条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
 - (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
 - (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 2 教授は、原則として、大学院教育学研究科(以下「大学院」という。)を担当する教員として、専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ、研究指導教員となり得る者とする。

(准教授の選考基準)

第3条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
 - (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 2 准教授は、原則として、大学院を担当する教員として、研究指導補助教員となり得る者とする。

(講師の選考基準)

第4条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 2 講師は、原則として、大学院において研究指導補助教員となり得る者又はこれに準ずる能力を有すると認められる者とする。

(助教の選考基準)

第5条 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- (特任教員の選考基準)

第6条 特任教員の選考については、別に定める。

(非常勤講師の選考基準)

第7条 非常勤講師の選考については、第4条に準ずる。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、教員の選考基準の適用に関し必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則(平成19年3月29日平成18年規則第48号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの助教授としての経歴は、改正後における准教授としての経歴とみなす。
- 3 施行日の前日までの助手としての経歴は、改正後における助教としての経歴とみなす。

附 則(平成24年12月28日平成24年規則第38号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日平成26年規則第41号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○北海道教育大学教員選考規則

(制 定 平成28年2月18日平成27年規則第47号)

改正 平成28年9月28日平成28年規則第8号 平成29年3月28日平成28年規則第23号

平成30年3月27日平成29年規則第69号 令和元年5月1日令和元年規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学(以下「本学」という。)の教員、特任教員及び非常勤講師等の選考について、北海道教育大学教員選考基準(平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。)に則り、厳格かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 教授、准教授、講師及び助教をいう。
- (2) 大学院担当教員 大学院教育学研究科において研究指導及び授業を担当する教員をいう。
- (3) 研究指導教員 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1号に定める資格を有する教員をいう。
- (4) 招聘教授等 本学の職員以外の者で、本学において引き続き3月以上、専攻分野等について教授し、又は研究に従事する招聘教授又は特別招聘教授をいう。
- (5) 特任教員 国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則(平成24年規則第47号)第2条第2項各号に定める特任教授、特任准教授及び特任講師をいう。
- (6) 非常勤講師等 非常勤講師及び教員養成実地指導講師をいう。
- (7) 講座等 大学院教育学研究科の専修に係る組織及び各校が必要に応じて定める教員の組織をいう。

第2章 教員の選考

第1節 採用、昇任及び配置換等の計画

(人事計画の策定)

第3条 大学教員の採用、昇任及び配置換の基本方針及び計画(以下「教員人事計画」という。)の策定は、役員会の審議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の教員人事計画の策定にあたり、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長及び保健管理センター長(以下「キャンパス長等」という。)から各校、教職大学院、学校臨床心理専攻及び保健管理センター(以下「各校等」という。)における実情を聴取する。

3 学長は、前項の各校等における実情の聴取にあたり、キャンパス長等から教員人事計画書(別記様式第1号)を提出させる。

4 学長は、策定した教員人事計画について、教育研究評議会に報告する。

(大学院資格審査)

第4条 キャンパス長等は、昇任によらず大学院担当教員の資格に係る選考を行う必要があるときは、大学院担当教員資格審査申請書(別記様式第1-2号)により、学長に申請を行う。

2 学長は、前項の申請について、大学院担当教員候補者の適否に係る審査の開始を決定する。

(選考の原則)

第5条 採用、昇任、配置換及び大学院担当の決定(以下「教員の選考」という。)は、学長が行う。

第2節 教員人事委員会

(教員人事委員会)

第6条 採用候補者、昇任候補者及び大学院担当教員候補者(以下「候補者」という。)の選考等を行う組織として、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第26条第1項に基づき、教員人事委員会を置く。

2 教員人事委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 理事
- (2) 副学長
- (3) キャンパス長
- (4) 教職大学院長
- (5) 学校臨床心理専攻長
- (6) 保健管理センター長
- (7) 学長が指名する各校の教員 各10人
- (8) 学長が指名する教職大学院の教員 2人
- (9) 学長が指名する学校臨床心理専攻の教員 2人

3 前項第7号から9号に規定する委員の任期は、4年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項のほか、必要に応じて学長が指名する者を加えることができる。

5 教員人事委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(教員人事委員会会議)

第7条 教員人事委員会に、教員人事委員会会議を置く。

2 教員人事委員会会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事
- (2) 副学長
- (3) キャンパス長
- (4) 教職大学院長
- (5) 学校臨床心理専攻長
- (6) 保健管理センター長
- (7) 前条第2項第7号に定める委員のうち、学長が指名する教員 各校3人
- (8) 前条第2項第8号に定める委員のうち、学長が指名する教員 1人

3 教員人事委員会会議は、次の事項を審議する。

- (1) 候補者の審査及び選考に係る事項
- (2) 教員審査委員会の設置に係る事項
- (3) 教員審査に係る基準等に係る事項
- (4) その他教員人事委員会に係る事項

4 教員人事委員会会議に議長を置き、教員人事委員会委員長をもって充てる。

5 教員人事委員会会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 6 教員人事委員会会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 議長は、教員人事委員会会議の同意を得て、委員以外の者を教員人事委員会会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第3節 教員審査委員会

(設置)

第8条 採用候補者の公募及び候補者に係る教育研究等の業績審査等は、教員人事委員会に教員審査委員会を置いて行う。

(教員審査委員会)

第9条 教員審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員人事委員会委員の中から、委員長が指名するキャンパス長等 1人
 - (2) 教員人事委員会委員の中から、委員長が指名する前号のキャンパス長等が所属する各校等の教員 2人
 - (3) 教員人事委員会委員の中から、委員長が指名する前2号以外の各校等の教員 2人
- 2 教員審査委員会は、第11条第5項に定める教授その他教員審査委員会が必要と認める者を専門員として委嘱し、第11条第6項に定める面接その他教員審査委員会が必要と認める時に、教員審査委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
 - 3 前項の専門員は、教員審査委員会の構成員とはしない。
 - 4 教員審査委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 候補者の研究業績等の審査に関する事項
 - (2) 採用候補者の公募に関する事項
 - (3) 採用候補者の選考に関する事項
 - (4) その他必要な事項
 - 5 教員審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 6 委員長は、教員審査委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 教員審査委員会は、委員が全員出席しなければ開くことができない。
 - 8 教員審査委員会会議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

(公募)

第10条 採用候補者は、公募によるものを原則とする。

- 2 教員審査委員会は、学長が策定した教員人事計画に基づき、公募の条件等を審議の上、公募を行う。
- 3 前項の公募において、次条第6項に定める模擬授業の授業科目を明示するものとする。

(審査)

第11条 教員審査委員会は、教員選考基準及び北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項(平成23年3月24日教育研究評議会決定)に基づき、候補者の教育研究等の業績について、別表に掲げる評価項目の総合的な評価の結果を基に審査を行う。

- 2 教員審査委員会は、選考の対象となる職種、専門分野、教員選考基準の適用区分、採用・昇任の別等に応じて、評価項目の重要度を考慮する。
- 3 社会人を対象とした分野、特定分野又は特に必要とする分野における審査にあつては、候補者の当該分野における経歴及び実績等を重視した審査を行う。

4 教員審査委員会は、候補者が各1部提出した次に掲げる資料をもって審議を行う。ただし、資格審査のみを行う場合は第5号から第7号までの、採用候補者に前職及び現職がない場合は第5号の資料はそれぞれ要しないものとする。

- (1) 著書、学術論文、作品等
- (2) 経歴書(別記様式第3号)
- (3) 研究業績書(別記様式第4号)
- (4) 教育上の実績(別記様式第5号)
- (5) 管理運営に関わる貢献(別記様式第6号)
- (6) 社会的活動に関わる貢献(別記様式第7号)
- (7) 学校教育を中心とした教育への深い理解と関心(別記様式第8号)
- (8) 主要担当予定科目の授業計画(別記様式第9号)
- (9) その他教員審査委員会が指定した資料

5 教員審査委員会は、公正・透明な審査等を行うため、他大学又は本学の研究指導教員である2名の教授から、候補者の研究業績に関する意見を専門分野意見書(別記様式第2号)により聴取しなければならない。

6 教員審査委員会は、採用候補者の選考にあたっては、模擬授業を含む面接を実施するものとする。

7 教員審査委員会は、採用候補者の選考及び候補者に係る研究業績等の審査結果の決定にあたっては、投票を実施する。

8 採用候補者の選考については、原則、採用候補者複数を選考するものとする。
(教員人事委員会への報告)

第12条 教員審査委員会は、採用候補者の選考又は候補者に係る研究業績等の審査を行ったときは、前条第4項に掲げる資料を添えて、審査結果報告書(別記様式第10号)により教員人事委員会委員長に報告するものとする。ただし、採用候補者の選考にあつては、順位を付して報告するものとする。

2 教員審査委員会は、採用候補者が選考されなかったときも、前項と同様に報告するものとする。
(候補者の決定)

第13条 教員人事委員会は、前条の報告について、教員人事委員会会議における審議を経て、候補者を決定する。

2 採用候補者については、次の観点から審議するものとする。

- (1) 人事計画に基づく公募が実施されているか。
- (2) 公募期間の確保、面接実施の有無等選考の過程における不備等がないか。
- (3) 候補者が、本学が定める選考基準等を満たしているか。
- (4) 候補者として付された順位の妥当性

3 採用候補者以外の候補者については、候補者が、本学が定める選考基準等を満たしているかという観点から審議するものとする。

4 教員人事委員会会議は、審議の過程において、当該報告について疑義等が生じた場合は、当該教員審査委員会に対し、当該報告を差し戻すことができる。

5 教員人事委員会会議における候補者に係る審議は、投票は行わない。
(学長への報告)

第14条 教員人事委員会は、前条第1項の結果について、審査結果報告書により学長に報告する。

(教育研究評議会への報告)

第15条 学長は、前条の報告を教育研究評議会に報告する。

第4節 選考

(教員の選考)

第16条 学長は、教員の選考を行うにあたり、役員による面接を行う。ただし、配置換及び大学院担当教員の資格に係る選考については、面接は要しないものとする。

2 学長は、次の結果等を踏まえ、採用の決定を行う。

- (1) 第14条の報告
- (2) 前項の面接結果

3 学長は、次の結果等を踏まえ、昇任の決定を行う。

- (1) 第14条の報告
- (2) 第1項の面接結果
- (3) 総合的業績評価の結果

4 学長は、第14条の報告に基づき、大学院担当の決定を行う。

5 学長は、教員の選考について、教育研究評議会に報告する。

第5節 招聘教授等の選考

(招聘教授等の選考)

第17条 招聘教授として選考することができる者は、非常勤講師のうち、学術、文化、スポーツ等特定の分野又は学生指導上特に必要とする取組みにおいて、優れた知識及び経験を有する者とする。

2 特別招聘教授として選考することができる者は、前項に規定する招聘教授のうち、特に優れた知識及び経験を有する者とする。

第18条 招聘教授等の選考は、事前に学長に申請の上、教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

2 教育研究評議会における審議は、招聘教授等称号付与候補者概要(別記様式第11号)及び特定の分野における実績(別記様式第15号)の資料により行う。

第6節 選考の特例

(特例)

第19条 本学が特に必要と認める者の採用等を行う場合は、第3条から前条までの規定によらず、教育研究評議会の審議を経て、学長が選考するものとし、その方法等については、学長が別に定める。

第3章 特任教員、非常勤講師等の選考

(特任教員の選考)

第20条 特任教員に係る選考手続き等は、別に定める。

(非常勤講師等選考委員会)

第21条 教員会議(ただし、教職大学院及び学校臨床心理専攻に置く教員会議を除く。)に、非常勤講師等選考委員会を置く。

2 非常勤講師等選考委員会は、教員選考基準及び非常勤講師等の採用計画に基づき、非常勤講師等の選考を行う。

3 非常勤講師等選考委員会は、キャンパス長及び講座等から推薦された教授各1人をもって組織する。

- 4 前項の教授は研究指導教員でなければならない。ただし、研究指導教員である教授をもって充てることができないときは、研究指導教員の准教授その他キャンパス長及び講座等から推薦された教員をもってこれに代えることができる。
- 5 非常勤講師等選考委員会に委員長を置き、キャンパス長をもって充てる。
- 6 委員長は、非常勤講師等選考委員会を招集し議長となる。
- 7 非常勤講師等選考委員会の委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 8 非常勤講師等選考委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 非常勤講師等の採用計画に関すること。
 - (2) 非常勤講師等の選考に関すること。
 - (3) その他非常勤講師等の選考に関して必要な事項
- 9 非常勤講師等選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 10 非常勤講師等選考委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決定する。
(非常勤講師等の選考の申請)

第22条 講座等の代表者は、非常勤講師等を採用しようとするときは、当該講座等の審議を経て、キャンパス長に非常勤講師等候補者名簿(別記様式第12号)を1部提出するものとする。

(大学院を担当する非常勤講師の取扱い)

第23条 大学院を担当する非常勤講師を採用しようとする場合、講座等の代表者は前条の非常勤講師等候補者名簿のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 非常勤講師候補者が、他大学等で現在担当している、又は担当していた大学院の授業の内容と、本学で担当しようとする授業の内容が同一であると講座等が判断する場合は、同一であることを明らかにする説明書(様式適宜) 1部
 - (2) 非常勤講師候補者の経歴、研究分野及び研究業績等から、本学で担当する授業を行うに適任であると講座等が判断する場合は、大学院担当教員概要(別記様式第13号)、経歴書(別記様式第3号)、大学院における担当授業科目の概要(別記様式第14号)及びその者が適任であることの説明書(様式適宜) 各1部
- (非常勤講師等候補者の選考)

第24条 非常勤講師等候補者の選考は、非常勤講師等選考委員会が投票による必要があると判断した場合のみ投票により選考を行う。

(教員会議への報告)

第25条 キャンパス長は、選考された非常勤講師等について、第22条に掲げる資料により教員会議に報告するものとする。

第4章 雑則

(選考されなかった者の取扱い)

第26条 教員審査委員会は、第13条の規定により教員人事委員会が候補者として決定しなかった者及び第16条の規定により学長が選考しなかった昇任候補者について、その日から1年を経過した後でなければ、審査の対象とすることができない。

(理事が任期満了後に教授の職務に復帰する場合の取扱い)

第27条 理事が任期満了後等に教授の職務に復帰する場合の選考手続は、教員審査委員会による審査を要しない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定に関わらず、この規則の施行の日以前に学長が選考開始を決定した教員人事計画については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、第6条第2項第7号から9号の委員のうちの半数の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則(平成28年9月28日平成28年規則第8号)

この規則は、平成28年9月28日から施行する。

附 則(平成29年3月28日平成28年規則第23号)

この規則は、平成29年3月28日から施行する。

附 則(平成30年3月27日平成29年規則第69号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日令和元年規則第1号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表(第11条関係)

評価項目及び評価対象

[別紙参照]

別記様式第1号(第3条関係)

教員人事計画書

[別紙参照]

別記様式第1号～第15号は割愛

別記様式第1-2号(第4条関係)

大学院担当教員資格審査申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第11条関係)

専門分野意見書

[別紙参照]

別記様式第3号(第11条, 第23条関係)

経歴書

[別紙参照]

別記様式第4号の1(第11条関係)

研究業績書

[別紙参照]

別記様式第4号の2(第11条関係)

研究業績書

[別紙参照]

別記様式第4号の3(第11条関係)

研究業績書

[別紙参照]

「研究業績書」記載上の留意事項

[別紙参照]

別記様式第5号(第11条関係)

教育上の実績

[別紙参照]

別記様式第6号(第11条関係)

管理運営に関わる貢献

[別紙参照]

別記様式第7号(第11条関係)

社会的活動に関わる貢献

[別紙参照]

別記様式第8号(第11条関係)

学校教育を中心とした教育への深い理解と関心

[別紙参照]

別記様式第9号(第11条関係)

主要担当予定科目の授業計画

[別紙参照]

別記様式第10号(第12条関係)

審査結果報告書

[別紙参照]

別記様式第11号(第17条関係)

招聘教授等称号付与候補者概要

[別紙参照]

別記様式第12号(第22条関係)

非常勤講師等候補者名簿

[別紙参照]

別記様式第13号(第23条関係)

大学院担当教員概要

[別紙参照]

別記様式第14号(第23条関係)

大学院における研究科担当授業科目の概要

[別紙参照]

別記様式第15号(第18条関係)

特定の分野における実績

[別紙参照]

語学力(英語)に関する質問事項
[別紙参照]

別表（第11条関係） 評価項目及び評価対象

評価項目	評価対象
研究上の業績	公刊された著書，学術論文及び報告書等とする。芸術（書道を含む。）及び体育の分野における実技系にあつては，演奏会，展覧会又は競技会等において得た技術優秀，指導歴又は審査歴の証明をもって，研究上の業績とすることができる。
教育上の実績	次の区分とする。 (1) 教育指導に係る実績（教育経験，教育実績等） (2) 教育改善に係る業績（大学テキスト等の執筆，FD等の企画運営，FD等への受講参加等，附属学校・センター等での活動等）
管理運営に関わる貢献	全学的な委員会，各校等の委員会における任務，本学の教員として特記すべき事項等で，最近5年以内の実績とする。
社会的活動に関わる貢献	次に掲げるもののうち，最近5年以内の実績とする。 (1) 学外の審議会・委員会等での活動 (2) 学会・学術団体での活動 (3) 生涯学習等に係る活動 (4) 本学独自の地域連携事業（公開講座，教員免許状更新講習等） (5) 国際的な社会的活動等 (6) その他社会的に活動したと思われる事項
学校教育を中心とした教育への深い理解と関心	今日の学校教育及び教育一般に関する意見や抱負，これまで行ってきた教育実践に関する取り組み等とする。
その他教員審査委員会が必要とする項目	教員審査委員会が必要とする事項

北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項

平成23年 3月24日
教育研究評議会決定

北海道教育大学教員選考規則（平成27年規則第47号。以下「教員選考規則」という。）及び北海道教育大学教員選考基準（平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。）の適用については、次により取り扱うものとする。

I 教授（研究指導教員）の選考について

1 研究上の業績について

(1) 研究上の業績は、次の観点から評価する。また、理系においては博士の学位を有することを原則とする。

ア 研究が継続的に行われ、成果が活発に発表されているか。

イ 国際若しくは全国レベルの学術雑誌等に掲載された論文又は国際若しくは全国レベルの演奏・作品等を一定数含んでいるか。

ウ 担当予定授業科目と密接に関連しているか。

エ 競争的外部資金（科研費、財団など）に代表として継続的に応募しているか。

(2) 研究上の業績は、次の系に対応した研究業績、所属学会等の区分により評価を行う。

系	研究業績	所属学会
教育学系 教科教育系 文系 理系	著書 学術論文 20編以上	1以上
実技系 〔芸術分野〕 〔体育分野〕	著書 学術論文 演奏 作品等 20編（点）以上	

○著書・学術論文に係る評価の観点

- a 単著による学術上の著書を重視する。
- b 欧文等による国際的な論文を重視する。
- c 共著論文については、その作成に果たした役割を考慮する。

ア 研究業績の取扱い

- ① 著書とは、学術図書、翻訳書、学習指導書及び教科用図書等をいう。
- ② 学術論文とは、学会・機関等の刊行する学術雑誌、学会誌、紀要等（以下「学術雑誌等」という。）に掲載されたものをいい、その内容は、所属学会の水準を保つものとする。また、学術論文には最近5年以内に発表されたものが含まれていなければならない。
- ③ レフリー論文とは、国際的又は全国的な学会・機関等（これらに相当する学会・機関等を含む。）が刊行するレフリー制度の整った学術雑誌等に掲載された論文をいう。
- ④ 演奏とは、国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場、公共の

ホールあるいは放送等での演奏をいう。

- ⑤ 作品とは、国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品、公共の美術館等が主催企画した展覧会等で発表された作品及び国際的又は全国的なレベルで公開された公共的作品をいう。
- ⑥ 原則として、博士論文はレフリー論文とみなすことができる。
- ⑦ 学術図書で単著又は主たる著者の著書及び実技系の芸術分野における演奏・作品等のうち、教員審査委員会が認めたものについては、レフリー論文と同等として扱うことができる。
- ⑧ 研究業績には、レフリー論文（上記⑥及び⑦を含む。）を教育学系、教科教育系、文系及び実技系の場合は5編（又は点）以上、理系の場合は10編以上含むものとする。
- ⑨ 実技系の芸術分野にあつては、上記④及び⑤の催しの審査員やその企画等の実績を、体育分野にあつては、国際的若しくは全国的な公認競技会への出場・入賞又はそれらの競技会での審判・指導等の実績を研究業績とすることができる。
- ⑩ 上記①から⑨までによることのできない実績については、教員審査委員会での水準評価に関する見解に基づき、研究業績とすることができる。
- ⑪ 上記以外の業績は、原則として、「その他」の区分として扱う。
- ⑫ 研究業績の欄に定める数及び上記⑧に定める数の適用に当たっては、大学院修士課程の各専修・研究分野の特色を考慮するものとする。

イ 所属学会の取扱い

実技系区分にあつては、全国的なレベルの協会又は展覧会の会友・会員等を含めるものとする。

ウ その他

- ① 教員養成課程に所属する教員の昇任時における研究業績には、教育に関する学術論文を1編以上含むものとする。
- ② 実技系の芸術分野における研究業績には、2編以上の著書・学術論文を含むものとする。

2 教育上の実績について

教育上の実績は、次の観点から評価する。

ア 本学の教育課程及び担当授業科目に照らして教育上の能力があるか。

イ 授業内容・方法の改善及び創意・工夫に対して常に意欲的に取り組んでいるか（原則として、採用時の選考にあつては評価の対象としない。）。

3 管理運営に関わる貢献について

管理運営に関わる貢献は、最近5年間の主な活動について、次の観点から評価する）。

(1) 採用の場合

前職及び現職において、どの程度の期間、どのような管理運営に関する任務を遂行したか。ただし、前職及び現職のない者は評価の対象としない。

(2) 昇任の場合

ア 全学又は本人が所属する各校等で、どの程度の期間、どのような委員会等の委員等として任務を遂行したか。

イ 委員会等の中での役割、業務の内容は、どのようなものであったか。

4 社会的活動に関わる貢献について

社会的活動に関わる貢献は、最近5年間の主な活動について、次の観点から評価する。

- ア 専門知識等を広く社会や地域に還元しているか。
- イ 所属する学会や学外の諸団体等の運営及び発展に寄与する活動を行っているか。

- 5 学校教育を中心とした教育への深い理解と関心について
学校教育を中心とした教育への深い理解と関心は、次の観点から評価する。

- ア 学校教育及び教育一般に関する関心と見識を有しているか。
- イ 教育実践における取組の計画性及び創造性等を有しているか。
- ウ 教育実践への意欲と情熱を有しているか。

- 6 広く社会で活躍している人材の登用について
広く社会で活躍している人材の登用にあつては、前記1の規定にかかわらず、その知識及び経験を積極的に評価するとともに、教員選考規則別表に規定する評価項目の「社会的活動に関わる貢献」又は「学校教育を中心とした教育への深い理解と関心」に重点を置く。

II 准教授（研究指導補助教員）の選考について

准教授（研究指導補助教員）の選考については、前記Iの教授（研究指導教員）の選考に準じて行うものとする。ただし、研究業績の数については、前記Iの1(2)の研究業績の欄に定める数の2分の1相当（レフリー論文を2編（又は点）以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。）とし、前記Iの1(2)のアの⑧及びウについては適用しない。

III 講師（研究指導補助教員）の選考について

- 1 講師の選考については、前記Iの教授（研究指導教員）の選考に準じて行うものとする。ただし、研究業績の数については前記Iの1(2)の研究業績の欄に定める数の3分の1相当（レフリー論文を1編（又は点）以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。）とし、前記Iの1(2)のアの⑧及びウについては適用しない。
- 2 研究指導補助教員の資格審査を行わない場合については、前記ただし書きの「3分の1相当（レフリー論文を1編（又は点）以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。）」を「3編（又は点）以上」と読み替えて適用する。

IV 非常勤講師等の選考について

- 1 非常勤講師の選考にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 本学の教育課程及び担当予定授業科目に照らして、教育上の必要な経歴と一定の研究業績を有するかを検討する。
 - (2) 原則として、修士以上の学位を有する者とする。ただし、教員選考基準第4条第1項第2号の適用に当たっては、学位の扱いを柔軟に行い、経歴及び実績等を重視する。
 - (3) 本学の教育課程の充実発展のため、広く社会で活躍している人材（社会人）等の登用を積極的に図る。
 - (4) 他の大学等で教育上の経歴を有する者については、これを尊重する。
 - (5) 原則として、65歳未満の者とする。
- 2 教員養成実地指導講師の選考にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 初等中等教育の実際に即した内容の授業科目等を担当させるため、小学校・中学校等の現職教員、指導主事、社会福祉施設等において児童等の指導に当た

- っている者又はこれらの職にあった者とする。
- (2) 本学の教育課程及び担当予定授業科目に照らして、経歴及び実績等を検討する。
- (3) 原則として、65歳未満の者とする。

付 記

この申合せ事項は、平成23年4月1日から施行する。

付 記（平成24年12月28日一部改正）

この申合せ事項は、平成25年1月1日から施行する。

付 記

この申合せ事項は、平成29年3月28日から施行する。

新任大学教員研修プログラム実施要項

1. 目的

附属学校等における授業観察、各種学習活動観察等を通じて、自己の専門分野と今日的な教育課題との接点を明らかにし、今後の教育と研究につなげていくことを目的とする。

2. 対象者

新規採用された教員養成課程に所属する教員を対象とする。

3. 研修内容

(1) 指導

① 学生指導を伴う研修

「基礎実習」「教育実習研究授業」等、学生の指導を伴う授業観察等（上限 10 時間）

(2) 研修

① 本学附属学校及び道内の公立学校（以下「附属学校等」という。）における授業観察等

附属学校等（2校種）における授業又は学習活動の観察（授業又は学習活動に係る授業研究協力、共同研究、意見交換を含む）や附属学校等における授業（土曜講座やチーム・ティーチング等）の実施

② PD 第3講の視聴

本学の動画配信システムを利用し、「附属学校の役割・特色」に関する内容の動画コンテンツの視聴。（研修時数としては、1時間とみなす。）

③ 本学附属学校主催の研究大会、公開研究会等への参加

本学附属学校のうち2校種の研究大会（打合せを含む）、公開研究会等への参加（研修時数として、終日参加の場合には6時間、午前又は午後のみ参加の場合には3時間とみなす。）

(3) オリエンテーション

新任大学教員研修において、本研修の意義等にかかるオリエンテーションを実施する。（研修時数としては、1時間とみなす。）

※兼業として実施した活動は、研修内容として認めない。

4. 研修時数

(1) 教諭経験者

※教諭経験者には、指導主事、校長、教頭、副校長、スクールカウンセラーを含む

領域 (研修内容)	(1)指導※上限 10 時間とする (2)① 附属学校や公立学校における研修等 ②PD 第 3 講の視聴	(2)③ 附属学校における研修	(3)オリエンテーション	計
必要時数	10 時間以上	6 時間以上	1 時間	20 時間

(2) (1)以外 (教諭非経験者)

領域 (研修内容)	(1)指導※上限 10 時間とする (2)① 附属学校や公立学校における研修等 ② PD 第 3 講の視聴	(2)③ 附属学校における研修	(3)オリエンテーション	計
必要時数	10 時間以上	6 時間以上	1 時間	30 時間

5. 研修期間

着任から 1 年間または 2 年間とする。

6. 研修計画

受講者は、各年度の 4 月末までに、「受講計画書」を作成し、各キャンパス関係委員会に提出する。

受講者から提出された「受講計画書」は、キャンパス長から担当副学長に提出するものとする。

7. 実施報告

受講者は、研修終了年度の 2 月末日までに、「実施報告書」を作成し、各キャンパス関係委員会に提出する。

受講者から提出された「実施報告書」は、キャンパス長から担当副学長に提出するものとする。

8. 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

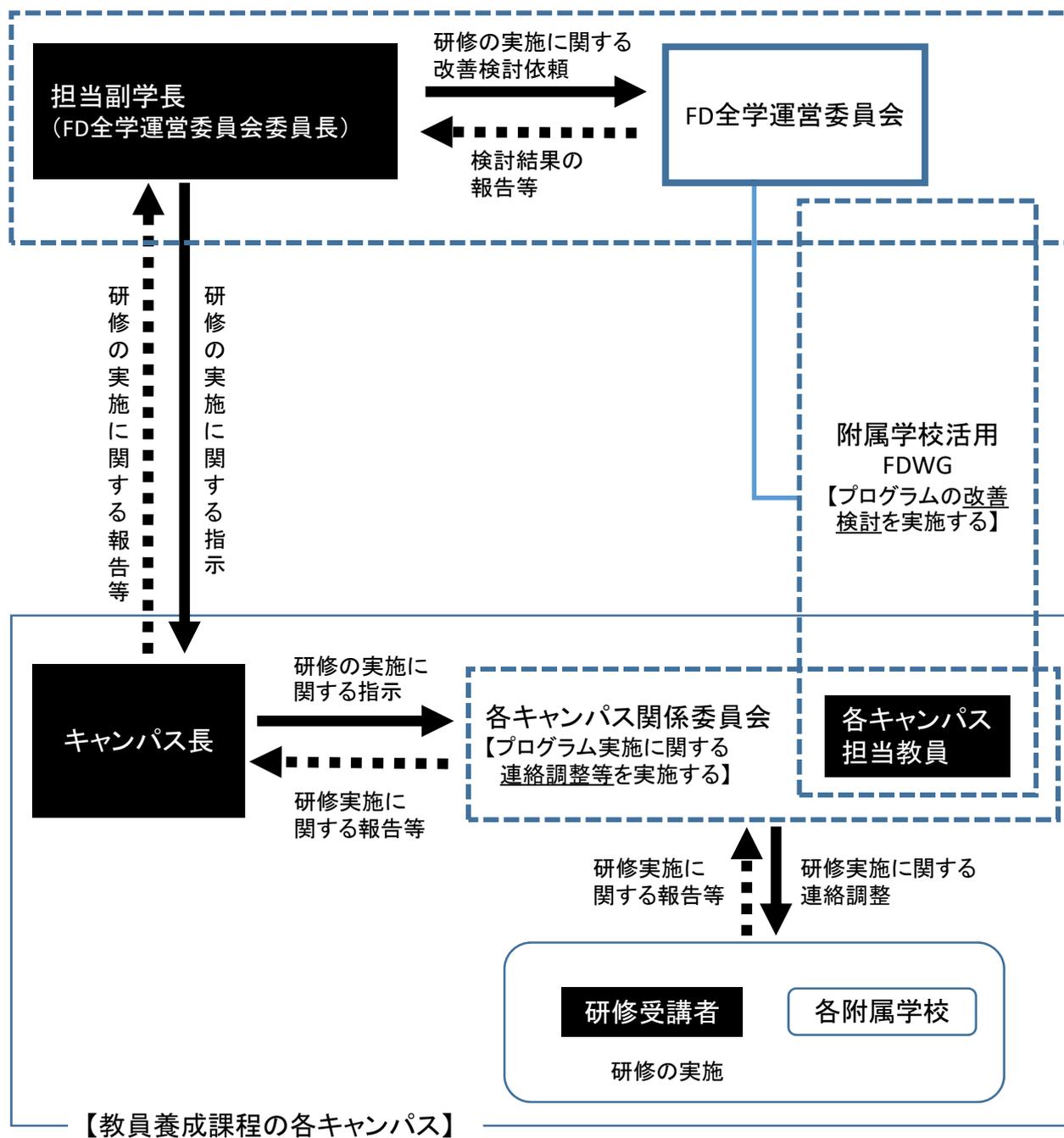
9. 評価

7. に定める「実施報告書」をもとに、「附属学校を活用した FD に関するワーキンググループ」(以下「FDWG」という。)において検証を行う。

10. その他

本プログラムの実施に関し必要な事項は、必要に応じ FDWG において検討の上、担当副学長が決定する。

教員現職研修プログラム及び新任大学教員研修プログラム実施体制



教員現職研修プログラム実施要項

1. 目的

高い実践的指導力を有する教員を養成するために、教員養成を担う大学教員としての専門性の向上を図る。

2. 対象者

教員養成課程の全教員を対象とする。ただし、以下の者は対象外とする。

- (1) 新任研修終了後 5 年以内の者
- (2) 教諭（指導主事・校長・教頭等を含む）退職後 10 年以内の者
- (3) 自己申告により、「附属学校を活用したFDに関するワーキンググループ」（以下「FDWG」という。）において「教諭」と認められた者
- (4) 第 3 期中期計画終了時（2022. 3. 31）に定年退職する者
 - (1) の者については、5 年経過した後は研修受講対象となる。
 - (2) の者については、10 年経過した後は研修受講対象となる。

3. 研修内容

(1) 指導

- ① 学生指導を伴う研修
「基礎実習」「教育実習研究授業」（事前・事後指導を含む）等における学生の指導を伴う授業観察（上限 10 時間）

(2) 研修

- ① 本学附属学校及び道内の公立学校（以下「附属学校等」という。）における授業観察等附属学校等（2 校種）における授業又は学習活動の観察（授業又は学習活動に係る授業研究協力、共同研究等を含む）
- ② 本学附属学校主催の研究大会、公開研究会等への参加
本学附属学校（園）のうち 2 校種の研究大会（打合せを含む）、公開研究会等への参加。（研修時数として、終日参加の場合には、6 時間、午前又は午後のみ参加の場合には 3 時間とみなす。）

(3) 実践研究

- ① 附属学校等における授業実践
- ② 附属学校等における教材作成への参画
- ③ 附属学校等との共同研究
- ④ 学校現場における課題解決をテーマとした研修の受講
- ⑤ 土曜講座、道内の公立学校において実施する出前授業等
- ⑥ 学校行事等各種学習活動の観察（教育実習の事前・事後指導を含む。）

※兼業として実施した活動は、研修内容として認めない。

4. 研修時数

研修時数の総計を 30 時間とする。

領域 (研修内容)	(1)指導 ※上限 10 時間とする (2)①附属学校等や公立学校における研修	(2)②附属学校における研修	(3)実践研究	計
必要時数	14 時間	6 時間	10 時間	30 時間

研修時数の減免について以下のとおり、合計して 10 時間まで研修時数を減らすことができる。

①教諭経験者については、教諭経験年数に 1 時間を乗じた時間数を、(2)②以外において 10 時間を上限として、減らすことができる。(教職経験年数の 1 年未満は切り捨てとする。)

②FDWG において、「授業実践・生徒指導に関して高い専門性を生かした活動」として認められた活動については、(3)の領域から 10 時間を上限として、減らすことができる。

5. 研修期間

1 年間または 2 年間とする。

6. 研修計画

受講者は、各年度の 4 月末までに「受講計画書」を作成し、各キャンパス関係委員会に提出する。

受講者から提出された「受講計画書」は、キャンパス長から担当副学長に提出するものとする。

7. 実施報告

受講者は、研修終了年度の 2 月末日までに、「実施報告書」を作成し、各キャンパス関係委員会に提出する。

受講者から提出された「実施報告書」は、キャンパス長から担当副学長に提出するものとする。

8. 実施体制

別紙のとおりとする。

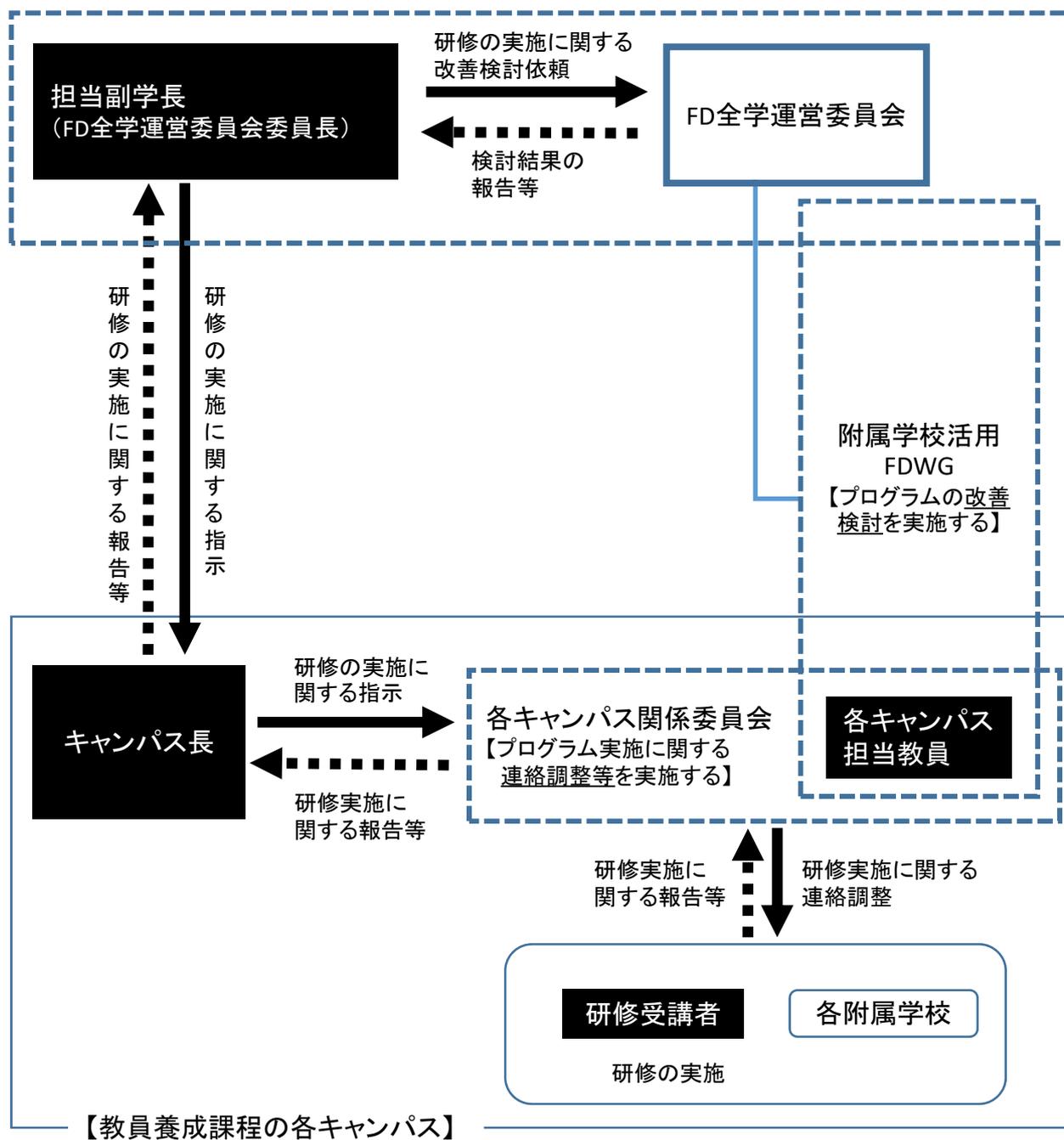
9. 評価

7. に定める「実施報告書」を FDWG において検証する。

10. その他

本プログラムの実施に関し必要な事項は、必要に応じ FDWG において検討の上、担当副学長が決定する。

教員現職研修プログラム及び新任大学教員研修プログラム実施体制



○北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)への兼務又は配置換に関する要項

(制 定 平成28年7月21日)

改正 平成28年9月28日 令和元年5月1日 令和元年規則第1号
令和元年11月15日

(目的)

第1条 この要項は、北海道教育大学(以下「本学」という。)の教員又は特任教員(以下「教員等」という。)を、本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻(以下「教職大学院」という。)の教員として兼務又は配置換(以下「兼務等」という。)させる場合における選考方法及び手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 学長は、本学の教員等を教職大学院に兼務等させる人事計画を策定するにあたっては、教職大学院長及びキャンパス長と協議を行うものとする。

2 学長は、前項の人事計画を策定するにあたり、各キャンパス長から、兼務予定者一覧(別記様式第1号)を提出させるものとする。

3 学長は、前項の人事計画に基づき、兼務等の候補者に関する選考を開始する。

(選考)

第3条 前条第3項に係る選考にあつては、北海道教育大学教員選考規則(平成27年規則第47号。以下「教員選考規則」という。)に定める教員人事委員会、教員人事委員会会議並びに次項に規定する審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において行うものとする。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織するものとし、教員選考規則第9条第2項、第3項及び第5項から第8項を準用する。この場合において、「教員審査委員会」とあるのは「審査委員会」と読み替えるものとする。

(1) 教職大学院長

(2) 教職大学院の教授のうち、札幌、旭川、釧路及び函館の各校から各1人

(審査)

第4条 審査委員会における審査にあつては、教員選考規則第11条第1項、第2項及び第7項を準用する。ただし、既に本学学部、大学院(修士課程)等において学生指導、講義等を行っていることを考慮し、候補者の経歴、実績等を重視した審査を行うことができる。

2 審査委員会は、次に掲げる資料をもって審議を行う。

(1) 履歴書

(2) 教育研究業績に関する書類

(3) 今後の教育実践に関する取組に対する抱負(別記様式第2号)

(教員人事委員会への報告)

第5条 審査委員会は、候補者に係る研究業績等の審査を行ったときは、教職大学院担当審査結果報告書(別記様式第3号)により教員人事委員会委員長に報告するものとする。

(候補者の決定)

第6条 教員人事委員会は、前条の報告について、教員人事委員会会議における審議を経て、候補者を決定する。

2 候補者については、候補者が、教職大学院での研究者教員としての適格性又は実務家教員としての選考基準等を満たしているかという観点から審議するものとする。

3 教員人事委員会会議は、審議の過程において、前条の報告について疑義等が生じた場合は、当該審査委員会に対し、当該報告を差し戻すことができる。

4 教員人事委員会会議における候補者に係る審議は、投票は行わない。

(学長への報告)

第7条 教員人事委員会は、前条第1項の結果について、教職大学院担当審査結果報告書により学長に報告する。

(教育研究評議会への報告)

第8条 学長は、前条の報告を教育研究評議会に報告する。

(決定)

第9条 学長は、第7条の報告を踏まえて、兼務等の決定を行う。

2 学長は、教員の選考について、教育研究評議会に報告する。

(他の規則との関係)

第10条 教員選考規則は、教職大学院の教員に兼務等させる場合には適用しない。

附 則

この要項は、平成28年7月21日から施行する。

附 則(平成28年9月28日)

この要項は、平成28年9月28日から施行する。

附 則(令和元年5月1日令和元年規則第1号)

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年11月15日)

1 この要項は、令和元年11月15日から施行する。

2 この要項は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。(第2条第2項により同日までに提出のあった人事計画を除く。)

別記様式第1号(第2条関係)

兼務予定者一覧

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

今後の教育実践に関する取組に対する抱負

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)

教職大学院担当審査結果報告書

[別紙参照]

兼務予定者一覧

令和 年 月 日

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学〇〇校キャンパス長
〇〇〇〇〇

1. 就任予定年月日 令和 3年 4月 1日

2. 審査対象者

NO.	氏名	現職名	現所属講座等	専門分野	教職大学院における担当予定授業科目
1			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
2			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
3			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
4			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
5			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
6			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
7			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
8			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
9			学部 大学院	専攻 専修	・ ・
10			学部 大学院	専攻 専修	・ ・

別記様式第2号（第4条関係）

今後の教育実践に関する取組に対する抱負

令和 年 月 日

氏名



実務歴（ ）年

教職大学院担当審査結果報告書

令和 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

【教職大学院担当資格審査候補者】
資格審査委員会委員長

印

委員

印

委員

印

委員

印

委員

印

1. 就任予定年月日 令和 3年 4月 1日

2. 審査対象者

No.	氏名	現職名	現所属講座等	専門分野	教職大学院における担当予定授業科目	研究者、実務家の別	担当の可否
1			学部 大学院	専攻 専修	•		
2			学部 大学院	専攻 専修	•		
3			学部 大学院	専攻 専修	•		
4			学部 大学院	専攻 専修	•		
5			学部 大学院	専攻 専修	•		
6			学部 大学院	専攻 専修	•		
7			学部 大学院	専攻 専修	•		
8			学部 大学院	専攻 専修	•		

○北海道教育大学大学院教育学研究科(高度教職実践専攻)の実務家教員に関する要項

(制 定 平成27年1月29日)
改正 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 北海道教育大学大学院教育学研究科(高度教職実践専攻)(以下「教職大学院」という。)の実務家教員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実務家教員とは、教職大学院における専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第5条第3項に定める専門分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者をいう。

(配置方針)

第3条 実務家教員の配置は、北海道教育委員会又は札幌市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と北海道教育大学との協定(以下「協定」という。)に基づき本学が採用する教授又は准教授のうち、教育委員会との人材推薦に関する協定に基づく人事交流教員の選考等に関する要項(平成27年1月29日制定。以下「人事交流教員選考要項」という。)第2条第1号に定める実務家教員をもって行うものとする。

(特任教員による配置)

第4条 前条の規定に関わらず、国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則(平成24年規則第27号)第2条第2項第2号に定めるII種の特任教員のうち、次条第1項に定める選考基準により選考された者を実務家教員として配置することができる。

- 2 前項の規定による実務家教員の職位は特任教授とする。
- 3 実務家教員である特任教授(以下「特任教授(実務家教員)」という。)に係る基本年俸額は、国立大学法人北海道教育大学年俸制の適用に関する細則(平成24年細則第3号)第3条の規定に関わらず、5号俸とする。
- 4 特任教授(実務家教員)の採用は、教育委員会との協定に基づき、教育委員会から採用選考対象者として推薦のあった者又は教育委員会において本学が行う特任教授(実務家教員)の募集に応募する者から選考するものとする。
- 5 特任教授(実務家教員)に係る選考手続等は、人事交流教員選考要項を準用するものとし、北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項(平成24年12月18日制定)は適用しない。

(選考基準)

第5条 実務家教員(教授)の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)の教諭等として、概ね15年以上の実務経験を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
 - ア 学校等の校長又は園長
 - イ 学校等の教頭、副校長又は副園長(勤務歴2年以上を有すること)
 - ウ 都道府県及び市教育委員会の課長相当職以上又はそれに準ずる職と判断される職

- エ その他、研究団体等における指導的役割を担う職
- (3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
 - ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
 - イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
 - ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績(教育講演会等の講師を含む)
- 2 実務家教員(准教授)の選考基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 学校等の教諭等として、概ね10年以上の実務経験を有する者
 - (2) 次のいずれかに該当する職歴を有する者
 - ア 学校等の教頭、副校長又は副園長
 - イ 都道府県及び市教育委員会の指導班主査又はそれに準ずる職と判断される職
 - ウ その他、教育実践上の指導的役割を担う職
 - (3) 次に示す教育実践における研究業績等を有する者
 - ア 著書、全国的教育誌への論文・実践記録等の執筆
 - イ 研究会等の授業公開・研究発表、研究団体等の研究実績、受賞歴
 - ウ 研究会・研修会の指導及び助言実績(教育講演会等の講師を含む)

(他の規定との関係)

第6条 北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項(平成23年3月24日教育研究評議会決定)は、実務家教員には適用しない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、実務家教員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年1月29日から施行する。
- 2 北海道教育大学大学院教育学研究科(高度教職実践専攻)に係る実務家教員(年俸制適用職員)の採用及び昇任に関する申合せ事項(平成21年12月24日教育研究評議会決定)は廃止する。

附 則(平成29年3月28日)

この要項は、平成29年3月28日から施行する。